

令和 4 年 6 月

第 3 回（定例会）

香芝市議会追加議案

香 芝 市

目 次

議第40号	訴えの提起について----- ----- 1 頁
-------	-----------------------------

訴えの提起について

次のとおり控訴を提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

1 第1審事件名

奈良地方裁判所令和2年（ワ）第552号不当利得返還請求事件

2 被控訴人（第1審被告）

香芝市五位堂四丁目371番地2

AMカンパニー株式会社

代表取締役 上村 喜勇

3 第1審事件の概要

市は、香芝市一般廃棄物収集運搬委託事業公金支出差止等請求事件において、委託契約を無効として既に支払った委託料198,168,000円の不当利得返還金及びこれに対する法定利息の支払の請求を命じた判決を受け、当該判決が確定している。市は、被控訴人に対して、当該不当利得返還金及びこれに対する法定利息の支払を請求したが、当該判決が確定した日から60日以内に当該額が支払われなかったため、当該不当利得返還金及びこれに対する法定利息の支払の請求を目的とする訴えを提起した。

4 第1審判決の要旨

(1) 被告は、原告に対し、10,377,531円及びこれに対する令和2

年9月26日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 原告のその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用はこれを20分し、その19を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決中控訴人敗訴部分のうち76,463,047円の請求を棄却した部分の取消しを求める。

(2) 被控訴人に対し、76,463,047円及びこれに対する令和2年9月26日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の支払を求める。

(3) 被控訴人に対し、第1審及び第2審の訴訟費用の負担を求める。

6 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定めることができる。

(2) 事件の推移により、上訴若しくは訴えの取下げ又は和解等、状況に応じた措置を講じていくものとする。

(3) その他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為をするものとする。

7 管轄裁判所

大阪高等裁判所